

令和5年度 国際芸術交流支援事業（国際フェスティバル）審査基準

【芸術性・創造性】

（団体に対する評価）

- ア 主催団体等の構成員及び参加団体のスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること。
- イ 主催団体等が国際的なネットワークや十分な実績を有していること。

（公演計画に対する評価）

- ウ 当該フェスティバルの企画意図が明確であり、本助成事業の目的の達成に貢献すると認められるものであること。
- エ 参加団体及び我が国の舞台芸術の芸術水準の向上が期待できる優れた公演計画であること。
- オ 参加団体や我が国の舞台芸術の国際発信力の強化につながる公演計画であること。
- カ 当該フェスティバルの今後の更なる発展や国際的な評価の向上に資することが期待できる公演計画であること。
- キ 参加団体の選定方針が明確であること。

【運営】

（団体に対する評価）

- ク 主催団体等の組織運営体制（意思決定や監査の体制を含む。）が適正、かつ、透明であること。

（公演計画に対する評価）

- ケ 経費の積算（出演者・スタッフ等の人数、活動に係る日数を含む。）や参加団体との経費分担が適切であり、かつ、収入計画（入場料収入、寄付金、協賛金収入等）が適切であること。

【社会性】

（公演計画に対する評価）

- コ 我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解に資することが期待できる公演計画であること。
- サ 当該フェスティバルが観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野に影響を及ぼし、新たな価値を創出することが期待できること。
- シ 公演等の対象（観客等）が社会的に開かれたものであり、観客の確保に努める公演計画であること。

【その他】

（公演計画に対する評価）

- ス 助成の緊要度についても認められること。